

平成 24 年 7 月 11 日
市 長 決 裁

稲城市地域公共交通検討協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域の実情に即した公共交通による輸送サービスの実現について、必要な事項を協議するために、稲城市地域公共交通検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域公共交通に関する事項
- (2) 路線バス及び i バスの役割分担の明確化に関する事項
- (3) i バスを含む既存バス路線の充実にに関する事項
- (4) i バスの新規路線に関する事項
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(協議会の組織)

第 3 条 協議会の委員は、15 人以内をもって組織し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 市民又はバス利用者
- (4) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局の職員
- (5) 南多摩東部建設事務所管理課長
- (6) 多摩中央警察署交通課長
- (7) 稲城市都市建設部長
- (8) 前 7 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、提言書の提出が終了する時までとする。

(協議会の会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の議決)

第6条 会議の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 協議会は原則として公開とする。ただし、会長が協議会の議を経たときは、この限りでない。

2 協議会の傍聴人の定員は5人以内とし、傍聴を希望する者が多数いる場合は、先着順とする。ただし、これによりがたいときは、抽選によることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、稲城市役所都市建設部管理課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。また、提言書を市長に提出する。

(部会)

第10条 協議会は、申請内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、部会を設置することができる。

2 部会は、次に掲げる者とする。

(1) 第3条各号に掲げる者のうち、協議会が必要と認める者

(2) 前号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

3 部会は、資料の収集、並びに調査の結果を協議会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、協議会が別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。